



久留米市民流水プール 利用を全額助成します

申請・問 市生涯学習課社会体育係 ☎85-5619

昨年度をもって大野島の市民プールを廃止しました。それにともない、久留米市民流水プールの利用助成券を交付します。



利用手続きの流れ

- ① 市生涯学習課社会体育係にお越しください
- ② 申請書に、利用者の住所・氏名・性別・連絡先などを記入
- ③ 申請書を確認し、利用助成券をお渡しします
- ④ 利用助成券を持って、久留米市民流水プールへ行こう！

受付場所

市生涯学習課社会体育係（3階）

受付期間

7月1日～8月28日（平日のみ）
8時30分～17時

利用助成券を利用できる人

市内在住者

助成を受けられる回数

期間中1人1回まで

久留米市民流水プールはこんなところ

住所 久留米市東櫛原町 中央公園内
営業期間 7月11日・12日、7月18日～8月24日、8月29日・30日
営業時間 10時～18時
電話番号 0942-33-4565（営業期間中）
 0942-33-2895（営業期間外）
通常料金 大人・高校生＝710円
 小・中学生＝410円
 幼児（4歳～）＝300円
 4歳未満＝無料



その他 4歳未満児は、水遊び用おむつ着用であれば幼児プールを利用できます。プール利用者は、鳥類センターの入場料が無料になります。

平成27年度 国民年金保険料免除・納付猶予制度について

問 市民課国保年金係 ☎85-5503、久留米年金事務所 ☎0942-33-6206

国民年金保険料は、月額15,590円（平成27年度）ですが、所得の減少などで経済的に納付が困難な場合、保険料免除制度があります。

免除された場合の保険料（月額）

全額免除		納付なし
4分の3免除	4分の1納付	3,900円
半額免除	半額納付	7,800円
4分の1免除	4分の3納付	11,690円

30歳未満の人のための若年者納付猶予制度

本人の所得が低くても、同居の親に所得があると保険料の納付が免除されていないことがあります。20歳以上30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、納付の猶予を申請できます。

免除・猶予の対象期間

7月から翌年の6月まで

退職者には所得審査不要

雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付すれば、所得審査が不要になる場合があります。このため、前年まで給与所得があっても保険料の免除が承認される場合があります。

免除申請対象期間の拡大

免除申請は、原則として、申請した時の2年1か月前の月分までさかのぼれるようになりました。申請年度ごとに所得を確認する必要がありますので、必ず事前に所得の申告を済ませておいてください。

※印鑑、身分証明書（免許証または年金手帳など）が必要です。

国民健康保険税の課税限度額と軽減基準が変わります

問 市民課国保年金係 ☎85-5504

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額の見直しと、低所得者の国民健康保険税の軽減措置が拡大されました。

課税限度額の見直し

国民健康保険税は、「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の合計が税額となりますが、改正により、それぞれの課税限度額が引き上げられます。

※税率の変更はありません。

課税限度額 ()=改正前

医療保険分	52万円 (51万円)
後期高齢者支援金分	17万円 (16万円)
介護納付金分	16万円 (14万円)

保険税軽減措置の拡大

国民健康保険税均等割・平等割の軽減判定所得の一部が引き上げられます。

軽減判定所得 ()=改正前

基礎控除額 33万	7割軽減
基礎控除額 33万 + 26万 (24.5万) × 被保険者数	5割軽減
基礎控除額 33万 + 47万 (45万) × 被保険者数	2割軽減

※被保険者数には、同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療高齢者医療に移行した人を含む